

# 鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金交付要綱

制定 令和8年3月31日付第202500315489号  
鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、地域の森林資源を活用した持続可能な木材利用による「『森の国・木の街』づくり」を推進するため、木材加工事業者、木材団体、プレカット加工事業者が取り組む県産材や県産JAS製材等を使った非住宅建築用部材・工法等の技術開発・改良等に係る経費を支援することで、県産材の利用拡大、県内木材産業を活性化することを目的として交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 県産材

県内の森林から伐採された原木を県内で加工（機械プレカット加工を含む。）した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（直交集成板（以下「県産CLT材」という。）、単板積層材、合板等）をいう。

### (2) 県産JAS製材

次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。

ア 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項の規定による格付（以下「格付」という。）が行われたものであること。

イ 含水率が20パーセント以下であること。

### (3) 木材加工事業者

原木を製材できる製材機、円柱加工機又はロータリーレースを有する県内事業者であって、製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）、直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）を取得している者

### (4) 木材団体

主として(3)の者で構成され、非住宅建築用部材・工法等の技術開発・改良、品質確保や生産技術指導業務等に携わる県内団体をいう。

## (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と同表の第5欄に掲げる上限額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当

たつては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

- 4 別表1の第2欄に掲げる者が補助事業を実施するために受けられる補助の回数は、年度内に1回限りとする。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、毎年1月31日（当該日が休日である場合にあっては、当該日前の直近の休日でない日）までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（事業計画の審査）

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、交付目的に即した事業計画であるかを審査する。

- 2 審査は別表2の審査項目に基づき、森林・林業振興局県産材・林産振興課が行う。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、第5条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額変更以外の変更とする。

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後

に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（額の確定）

第10条 規則第18条第1項に規定する額の確定は、様式第5号によるものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産等の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（財産の処分に係る補助金の返還）

第12条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（提出書類の提出先）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、森林・林業振興局県産材・林産振興課に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度事業から適用する。

2 鳥取県技術向上トライアル支援事業費補助金交付要綱（令和5年7月21日付第202300102863号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 廃止前の旧要綱の規定に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

1		2	3		4	5
補助事業	区分	事業実施主体	補助対象経費（※3、※4）		補助率	上限額
技術開発・実証トリアル支援事業	通常タイプ	木材加工事業者、木材団体、プレカット加工事業者（ただし、『森の国・木の街』宣言を行っているものに限る。※2）	非住宅での県産材や県産JAS製材等を使った建築用部材・工法等の技術開発・改良、実証、生産管理、歩留まり向上、試作品の製造等及び資機材の購入に係る経費	消耗品、備品	1/2	250千円
	大規模タイプ※1		非住宅での県産材や県産JAS製材等を使った建築用部材・工法等の技術開発・改良、実証、生産管理、歩留まり向上、試作品の製造等及び資機材の購入、協議会の設置・運営等に係る経費	消耗品、備品、役務費、委託料、使用料及び賃借料等		500千円

※1 別表1の第1欄区分の「大規模タイプ」とは、3階建て以上、延べ床面積300m<sup>2</sup>超の非住宅で活用することを目的に試験等行う事業のことをいう。

※2 申請時点で、林野庁のHPもしくは、鳥取県のHPで宣言が確認できること。

※3 資機材は目的を達成するために必要な必要最小限の数とする。

※新品もしくは新品と同等の機能を有するものに限る。

※4 原木・製材品の購入経費については原則として認めないが、破壊を必要とする試験を行う場合に限り経費として認める。（県産材に限る。）

※5 その他については森林・林業振興局県産材・林産振興課で申請毎に審査・判断する。

別表2（第6条関係）

審査項目	内 容
目 的	事業実施主体の生産技術や品質管理の向上、製品開発等に役立つ取組か
調達品目	資機材の種類や数量は適正か
事 業 費	事業費は妥当か
他の補助事業との重複	他の補助事業との二重補助になっていないか

様式第1号(第5条、第9条関係)

令和 年度鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業計画（報告）書

- 1 事業区分※該当する区分に○してください。  
通常タイプ 大規模タイプ

2 購入する資機材

資機材の名称	商品名・型式・規格等	数量※	単位

※【事業計画書】原則としてカタログ、購入する商品の内容がわかる資料等を添付すること。  
(試験体を除く。)

3 事業目的

4 事業計画（実績）

※期待する効果などはこれまでとの違いを含めて記載すること。

※実績は、事業の実施状況が分かる写真や計測結果などの資料を添付すること（別紙記載可）。

5 他の補助金の活用状況（有 無）※いずれかについて○をすること

6 消費税の取扱い※自社が該当する区分に○してください。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

7 担当者連絡先

担当者氏名			
電 話		メールアドレス	

8 添付書類

(1) 交付申請時

- ア 2に記載の資機材の内容が分かるカタログ等
- イ 見積書
- ウ 試験体に使用する部材の県産材証明（破壊試験を行う場合に限る。）
- エ JAS認定書の写し（申請中であるものは、実績報告時の提出も認める。）
- オ 交付申請時にJAS認証取得手続き中の場合には、認証申請資料の写し

(2) 実績報告時

- ア 領収書
- イ 事業内容が分かる写真
- ウ JAS認定書の写し（交付決定時に申請中であったもの）

様式第2号（第5条、第9条関係）

令和 年度鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金  
収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
本補助金				
自己資金				
その他 ( )				
計				

(2) 支出

(単位：円)

区分	経費	予算額	(決算額)	(差引増減)	備考
通常タイプ	消耗品費				
	備品費				
大規模タイプ					
※該当する区 分に○をして ください					
	計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

※大規模タイプの場合は、そのほか活用する経費を記載してください。

2 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

様

職 氏 名

年度鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費  
補助金交付決定通知

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

担当 連絡先

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月31日付第202500315489号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

5 使途の報告

本補助金の使途について報告を求められた場合には協力しなければならない。

職 氏 名 様

所在地  
名称  
代表者

年度鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業  
仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定通知があったこの補助金について、鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額<br>( 年 月 日付第 号による通知額)   | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額                   | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）                   | 金 | 円 |
| 5 添付資料                                    |   |   |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 |   |   |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）            |   |   |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）             |   |   |

第 号  
年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県『森の国・木の街』づくり技術開発・実証トライアル支援事業費補助金の  
額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金については、令和 年 月 日付けで提出された  
実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32  
年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき通知します。

なお、下記のとおり精算払します。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額